第4回世界女性会議並びに北京宣言及び行動綱領採択20周年記念における北京宣言及び北京行動綱領(1995年)並びに第23回国連特別総会成果文書(2000年)の実施状況(仮訳)

前文

本報告書において、日本は、1995年の第4回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領に掲げられた目的及び目標に対するコミットメントを実現するため、日本における北京宣言及び行動綱領等の実施の進捗についてのレビューを行った。北京宣言及び行動綱領等の実施に当たっては困難に直面することもあるが、それらの課題を特定しながら、日本は着実にコミットメントを実現してきた。

特に安倍内閣は、日本国内外において、「すべての女性が輝く社会」を実現することを標榜し、そのための取組を強化しており、最近においても、具体的な成果を挙げている。本年9月12日及び13日には、安倍晋三内閣総理大臣のイニシアティブで「WAW! Tokyo 2014」を開催した。約100名の国内外の女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について実質的な議論を行い、「WAW! To Do」と呼ばれる12の提言を取りまとめた。WAW! は2015年も日本で開催することとなっている。

さらに、本年10月3日には、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、日本の最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、日本社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置した。10月10日には、「第1回すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定した。また、10月17日には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を閣議決定し、第187回国会に提出した。

これらにより、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上にするとの目標の確実な実現に取り組む。また、家事や育児に専念してきた女性が、その経験も活かしながら活躍できる環境を整える。

こうした国内における取組と平行して、日本は、女性をめぐる国際課題にも積極的に取り組む考えである。安倍晋三内閣総理大臣は、本年9月25日の国連総会一般討論演説において、教育、保健等の基本的権利の確保とともに、女性の社会参加増進に向け官民で一丸となって努力していく旨を強調した。昨年の国連総会一般討論演説において、安倍晋三

内閣総理大臣は女性の地位向上を主眼として、3年で30億ドルの支援実施を約束したが、日本はこの1年でその半分以上となる約18億ドルの支援を実施している(2014年9月時点)。UN Women に対する拠出金も、日本はこの1年で5倍に増額した。来年、東京に開設されることとなった UN Women 東京事務所を基点に、同機関との連携を深めていく。

安倍晋三内閣総理大臣の国連総会一般討論演説でも言及したが、20世紀には紛争下で 女性の名誉、尊厳が深く傷つけられた歴史がある。紛争下の性的暴力は、日本としても、 看過できない問題であり、犯罪を防止する観点から責任者の処罰を確保し、また被害者を 支援することが重要と考え、本分野に一層積極的に取り組んできている。21世紀こそ女 性の人権侵害のない世界にするため、日本は紛争下での性的暴力をなくすため、国際社会 をリードしていく所存である。

日本は、今後とも、女性の権利の保護と参画の促進、エンパワーメントを通して、北京 宣言及び行動綱領で示された男女平等、開発、平和のための課題の解決に向け、国内、域 内、国際レベルで更なる行動とイニシアティブを進めていく。

第1部:1995年以降の成果と課題の概観的分析

1. 男女共同参画施策の推進に関する成果及び課題

(1) 男女共同参画施策の推進状況

日本は、1999年の男女共同参画社会基本法の制定、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の充実・強化、男女共同参画基本計画に基づく取組等を推進してきているが、まだ道半ばの状況にある。このため、2010年12月に「第3次男女共同参画基本計画」(以下「第3次基本計画」という。)を閣議決定し、同計画に基づき、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③様々な困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、及び⑤地域における身近な男女共同参画の推進に関する視点を改めて強調し、これらの視点を前提にしたうえで、①実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進、②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現、③雇用・セーフティネットの再構築、及び④推進体制の強化を、5年間の計画期間において早急に対応すべき課題として取組を進めている。

第3次基本計画は、15の重点分野(※)を掲げ、それぞれについて2020年までを見通した長期的な施策の方向性と、2015年度末までに実施する具体的な施策を盛り込んでいる。また、実効性のあるポジティブ・アクションの推進を挙げ、各重点分野において、期限及び目標を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入した。成果目標は、2005年に閣議決定した「男女共同参画基本計画(第2次)」(42項目)の2倍近い82項目(延べ109項目)を設定した。政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、政府は積極的に働きかけることとした。なお、統計情報等については、可能な限り、性別データを把握することを盛り込んでおり、各府省において対応を進めている。

(※) 15の重点分野 (★は新設)

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ② 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ③ 男性、子どもにとっての男女共同参画★
- ④ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤ 男女の仕事と生活の調和
- ⑥ 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ⑦ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★
- ⑧ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★
- ⑨ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩ 生涯を通じた女性の健康支援
- ① 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ② 科学技術・学術分野における男女共同参画★
- (3) メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑭ 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★
- ⑤ 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

政府においては、国内本部機構を強化するとともに、地方公共団体、民間団体等と有機的に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むよう推進体制の強化を図っている。第3次基本計画においては、「第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化」を定めており、これを踏まえ、2011年2月に監視機能の強化を図るため、男女共同参画会議は監視専門調査会を設置した。

(2) 女性の活躍推進

特に最近の取組として、女性の力の活用や社会参画の促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠との認識に基づき、全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを目指すとの方針の下、政府では2012年12月に女性活力・子育て支援を担当する大臣が任命されるなど、女性の活躍を推進する取組を積極的に進めている。

また、安倍晋三内閣総理大臣は、2013年4月、男女ともに仕事と子育てを容易に両立できる社会の実現が重要との考えを示した上で、経済界に対し、女性の活躍の推進に関して、①「2020年30%」の政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用すること、まずは、役員に一人は女性を登用すること、②子どもが3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得しやすいようにすること、の2点について要請した。

それらを踏まえ、2013年6月に閣議決定した「日本再興戦略~JAPAN is BACK~」(以下「日本再興戦略」という。)においても、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核であるとして、①女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等、②女性

のライフステージに対応した活躍支援、③男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境の整備という3つの観点から様々な施策を盛り込んだ。具体的には、企業に対する助成金や税制上の措置の活用等による支援、企業における女性の活躍状況の「見える化(可視化)」の促進、育児休業給付の給付率の引上げ、待機児童解消加速化プランの展開、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性の観点からの労働時間法制の議論等について、2013年度以降、関連府省や経済界等と連携しつつ、可能なものから順次展開している。

その一環として、2014年4月、女性の参画推進に関する外交課題を扱い、外交政策 に幅広くジェンダーの視点を反映させることを目的として、外務省総合外交政策局に女性 参画推進室を設置した。

2014年6月に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014~未来への挑戦~」(以下「改訂成長戦略」という。)では、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、新たに講ずべき具体的施策として、①育児・家事支援環境の拡充、②企業等における女性の登用を促進するための環境整備、③働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し、という3つの観点から様々な施策を盛り込んでいる。具体的には、引き続き「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずる。また、女性にとって働きやすい職場環境を整備するとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加に向け総合的かつ集中的に取り組む。さらに、女性の活躍を妨げるあらゆる障壁を解消していくため、女性の就労に対して抑制的な制度の見直しを図る。

2. 男女共同参画推進に関する主な法律改正

(2009年)

- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険 法の一部を改正する法律(2009.7.1 公布)
- ・国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(2009.11.30 公布)(2010年)
- ・国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律(2010.12.3 公布)(2011年)
- ・障害者基本法の一部を改正する法律(2011.8.5 公布)
- ・民法等の一部を改正する法律(2011.6.3 公布)

(2012年)

- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(2012.4.6 公布)
- ・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(2011.6.2 2公布)
- ・子ども・子育て支援法(2012.8.22 公布)
- ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正 する法律(2012.8.22 公布)
- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(2012.9.14 公 布)

(2013年)

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2013.6.26 公布)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律 (201 3.7.3 公布)
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(2013.7.3 公布)
- ・国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(2013.11.22 公布)
- ・民法の一部を改正する法律(2013.12.11 公布)

(2014年)

- 雇用保険法の一部を改正する法律(2014.3.31 公布)
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(2014.4.2 3 公布)
- ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(2014.4.23 公布)
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する 法律(2014.6.25 公布)

3. 男女共同参画関係予算

国における男女共同参画関係予算及び都道府県、政令指定都市の男女共同参画・女性に関する予算の推移は下のとおりである。

	国における男女共同参画関係	都道府県、政令指定都市の男女共同参
	予算	画・女性に関する予算
2009年度	4,271,448	1,0778
2010年度	5,780,728	1,0407
2011年度	6,732,473	9,784
2012年度	6,327,174	9,965
2013年度	6,510,240	9,602
2014年度	7,731,091	(未集計)

注)「国における男女共同参画関係予算」及び2013年度の「都道府県、政令指定都市の男女共同参画・ 女性に関する予算」は、当初予算額

4. 市民社会との対話

内閣府は、広く各界各層との情報・意見交換やNGO間相互の交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議を開催している。同会議では、広範な国民各界各層との情報・意見交換のための「聞く会」を開催し、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れるよう努めている。

5. 国連会議等文書の実施に関する広報・啓発活動、研修等

政府は、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、国民各界・各層において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運の醸成を図っている。さらに、地方公共団体職員及び男女共同参画センター等の職員を対象とした研修の開催により男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図っている。

6. ジェンダーと開発 (GAD: Gender And Development)

(1) ODAによる取組

我が国は、2005年に「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」を発表し、ODA全般にわたって、ニーズ把握から政策立案、案件形成・実施・モニタリング・評価に

至る一連のプロセスを通じてジェンダー主流化を図ると共に、開発途上国の制度・政策面の支援等を通じて、ジェンダー不平等の要因にも対処するための支援を続けてきた。2012年度には、GADイニシアティブの中でも特に「ジェンダー平等を推進する施策・制度への支援」に焦点を当てについて、第三者によるODA評価を実施した。このODA評価も踏まえ、ジェンダー主流化の推進に取り組んでいる。

特に、MDGs達成への貢献として、2010年の国連総会で発表した保健及び教育分野における新たな協力政策においても、ジェンダーの視点を重視することを明記し、着実に実施している。また、2013年6月に横浜で開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)においても、女性に焦点を当て、成果文書の中で女性のエンパワーメントを基本原則の一つに位置付けるなど、アフリカ諸国、開発パートナー等あらゆるステークホルダーとともに取り組んでいくことを表明した。2014年1月の安倍晋三内閣総理大臣のアフリカ訪問では、日本のアフリカ外交の焦点を女性と若者の能力強化に当てる旨表明したほか、2014年5月に開催された第1回TICADV閣僚会合(於カメルーン)では、女性と若者の能力強化をテーマとした特別セッションにおいて、外務大臣がアフリカにおける女性と若者の能力強化に必要な支援を行っていく旨を強調した。

2013年9月には、第68回国連総会における一般討論演説において、安倍晋三内閣総理大臣は、「女性が輝く社会」の実現に向けた支援の強化を表明した。具体的には、女性の社会進出推進と能力強化、女性の保健医療分野の取組強化、平和と安全保障分野における女性の参画と保護の3つの柱の下、2013年から2015年までの3年間で30億ドルを超すODAを実施することを発表し、現在着実に実施している。

(2) 教育分野の国際交流・協力

我が国は、「万人のための教育」を主導するユネスコへの協力を通じて、「ダカール行動の枠組み」で示された目標へ向けた取組に貢献するため、①ユネスコの「万人のための教育信託基金」及び「アジア太平洋地域教育協力信託基金」への拠出、②公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)及び公益社団法人日本ユネスコ協会連盟によるアジア太平洋地域等における識字教育への支援等、③国立女性教育会館による海外の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者等への研修等を実施している。

(3) 国際ボランティア貯金

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、「国際ボランティア貯金」の寄附金の配分を通じて、開発途上国でNGOが実施する識字事業、保健衛生・栄養・生活改善指導、職業技術指導等により女性の自立を支援している。

(4) アフガニスタン女性への支援

2012年7月、日本においてアフガニスタンに関する東京会合が開催され、成果文書として発表された東京宣言の附属書「相互責任に関する東京フレームワーク」(TMAF)の中に、アフガニスタン政府の実施すべき事項として、女性の権利の確保及び女性に対する暴力の根絶が盛り込まれ、国際社会はアフガニスタン政府の取組状況をフォローアップしている。内閣府は、内閣官房長官の懇談会として、アフガニスタンの女性支援に関する懇談会を開催し、我が国のアフガニスタン支援の成果や課題についてフォローアップを行った。

7. その他

男女共同参画推進に関する主な法律改正のうち、民法の一部を改正する法律(2013. 12.11公布)は、2013年9月に最高裁判所大法廷において、民法の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分が違憲であるとの判断がされたことを受け、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等としたものである。 第2部:2009年以降の北京行動綱領の重大問題領域における進捗

A 女性と貧困

1. 生活困難者の社会参加と自立を支援するための施策

男女共同参画会議に設置した男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、経済社会環境の大きな変化により、母子家庭を始めとするひとり親家庭、DV被害者、不安定雇用者、外国人等、生活に困難を抱える人々の状況が多様化かつ深刻化している問題について調査し、生活困難者の社会参加と自立を支援するための施策の在り方について検討を行った。2009年11月に調査結果を公表し、生活困難の背景にある男女共同参画の問題を指摘した。

2. 母子家庭等に対する支援の充実

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(2013年3月施行) 等に基づき、就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行ってい る。

3. 障害を持つ女性のための施策

2011年に障害者基本法を改正し、障害のある女性を念頭に「施策の基本方針」の規定に関しては「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に策定され及び実施されなければならないとしたところであり、これらを踏まえ、障害者基本計画において、障害者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施する。特に、女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があること、に留意する。」ことを盛り込んだ。

2011年の障害者基本法改正では、差別の禁止に関連し、障害者権利条約に規定する合理的配慮の理念を盛り込んだ条文を追加した。2013年6月にはこれを具体化させた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立したところであり、同法においては、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする」こととしている。

2013年12月に、障害者権利条約締結が国会にて承認された。我が国は、条約締結 に先立ち、国内の障害者制度の集中的な改革を行った。その中で、障害者基本法改正、障 害者虐待防止法制定、障害者総合支援法制定、障害者優先調達推進法制定、障害者差別解 消法制定、障害者雇用促進法改正などを行った。

4. 高齢者女性のための施策

第3次基本計画においては、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立に繋げるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進めることとしている。

また、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、2012年9月に「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

2014年6月、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシス テム」を構築するため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係 法律の整備等に関する法律が成立した。

5. 外国人女性のための施策

第3次基本計画においては、外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれていることを踏まえ、その状況に応じた支援を進めることとしている。関係府省は、男女共同参画の視点に立ち、日本で働き、生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等について、実態を踏まえながら進めている。

B 女性の教育と訓練

1. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

2008年及び2009年に改訂した「学習指導要領」においては、引き続き、人権の 尊重、男女の平等、相互協力・理解、男女が協力して家庭を築くことの重要性などについ て規定した。文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、全国的な会議等を通じ て、新学習指導要領の内容を周知するとともに、それを実現するための指導体制の充実、 教員研修、教材の充実を図ることなどを指導している。

2. 科学技術分野における女性の活躍支援

第3次基本計画においては、「科学技術・学術分野における男女共同参画」を重点分野として新設した。また、自然科学系全体の女性研究者の採用割合については、2011年8月に閣議決定した「第4期科学技術基本計画」において、30%とする目標を設定し、さらに、2013年6月に閣議決定した「科学技術イノベーション総合戦略」において、同計画を踏まえ、大学及び公的研究機関におけるその割合を2016年までに30%とする目標を設定しており、2014年6月に閣議決定した「科学技術イノベーション総合戦略2014」でも引き続き盛り込まれている。

文部科学省では、女性研究者の研究と出産・育児・介護等との両立のための環境整備や研究力の向上を図る大学等に対して支援を行う事業や、女子中高生に対して理系への進路選択を支援する取組を実施し、科学技術分野における女性の活躍促進を図っている。また、2012年2月には、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書において、ゴール・アンド・タイムテーブル方式等を取り入れた研究機関等の具体例・成功例の公表や女性研究者の参画の拡大に向けた環境づくりなどの推進方策を整理した。

C 女性と健康

1. 妊娠・出産等に関する健康支援

21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21」(2000年策定)について、2013年11月に最終評価報告書が取りまとめられたところであり、本報告書等で示された今後の課題や提言を踏まえ、2015年度から「健やか親子21(第2次)」が開始される予定である。

また、妊娠に悩む方等に対する支援として、女性健康相談センターや不妊専門支援センターを設置し、妊娠や不妊に対する相談支援を行うとともに、不妊治療に要する費用の一部助成を行っていることに加え、2014年度から妊娠・出産にかかる切れ目のない支援を行うための妊娠・出産包括支援モデル事業が実施されている。

2. 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を2012年1月に改正し、人権に配慮しつつ、「普及啓発及び教育」、「検査・相談体制の充実」及び「医療の提供」について重点的に取り組んでいる。

D 女性に対する暴力

1. 配偶者等からの暴力への取組

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)については、2013年7月に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、同法の対象とする等の改正が行われた。また、配偶者暴力防止法に基づき、主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣)が策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を、同改正を踏まえ改正した。

内閣府は、2008年度から2010年度まで実施した「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」の結果を踏まえ、2011年度において「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成し、地方公共団体等に配布した。また、2011年2月から3月までの間、「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」を開設し、緊急かつ集中的に相談対応を実施した。

一般社団法人 社会的包摂サポートセンターは、厚生労働省の補助金を受けて、一般的な生活上の悩みを始め、生活困窮者、配偶者等からの暴力被害者などの相談先として、24時間365日無料の相談窓口(よりそいホットライン)を設置しており、日本語のほか、7か国語(英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、スペイン語及びポルトガル語)での対応を行っている。

警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対し、被害者等の安全の確保を最優先に、各種法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、2013年2月から新たな取組として、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案の被害者が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察が執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施している。さらに、同年12月から、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案の被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてアンケート

方式で聴取し、危険性判定を行う「危険性判断チェック票」等を活用し、その判定結果を 警察が事案の危険性判断を行う際の参考資料とすることとした。

また、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、相談等の内容や被害者等からの要望等に応じて女性警察職員による対応が必要とされる場合に備え、女性警察官等の体制及び教養を充実させることにより、夜間・休日を含めて対応可能な体制の整備を推進している。さらに、被害者等の保護等につき関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めている。

日本司法支援センターは、配偶者暴力防止法の趣旨に基づき設置された協議会等、相互 に連携を図るべき関係機関・団体等を適切に把握した上で、これらの関係機関・団体との 更なる有機的な連携・協力関係の確立を促進している。

2. ストーカー行為への取組

ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)については、2013年7月に、電子メールの連続送信行為の規制、禁止命令等をすることができる公安委員会等の拡大、禁止命令等の申出制度の新設、警告及び申出による禁止命令等に係る通知制度の新設、婦人相談所等における被害者等の支援措置等を内容とする改正が行われた。その他の警察の取組については、本項1.で記述した。

3. 性犯罪への対策の推進(強姦、強制わいせつ)

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会における調査検討については、 本項 6. で記述した。

第3次基本計画において「強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」等とされ、2015年度末までに法務省において検討することとされており、これを踏まえ、強姦罪等の性犯罪に関する諸外国の法制度や我が国における処罰の現状等を調査するなどの検討を行っている。

4. セクシュアル・ハラスメントの防止

公労使三者構成の労働政策審議会で、今後の男女雇用機会均等対策について検討を行い、 2013年9月に報告が取りまとめられた。当該報告において、セクシュアル・ハラスメント対策について定めている現行の指針を見直し、セクシュアル・ハラスメントの方針の 明確化及びその周知・啓発に当たっては、セクシュアル・ハラスメントの発生の原因や背 景を含めて周知することが肝要であることとしているが、その原因や背景には、性別役割 分担意識に基づく言動もあること等を明記することが適当であるとされたことを踏まえ、 厚生労働省は、2013年12月に指針を改正した。

人事院は、各府省の職員のセクシュアル・ハラスメント防止への意識啓発を図るため、毎年12月4日から12月10日までを「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、その期間に合わせて国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止シンポジウム及び講演会の開催等を行うとともに、監督者や新規採用者向けに、セクシュアル・ハラスメントの防止等のパンフレットをそれぞれ作成し各府省に配布している。また、セクシュアル・ハラスメントに関する相談員を対象とした研修を開催している。さらに、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させるため、これまで各府省に提供をしてきた新規採用者用及び管理者用の研修のカリキュラム例に加え、2009年度には、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」を開発し、各府省の人事担当者等を対象として実施している。

5. 性・暴力情報からの青少年の保護

第3次基本計画においては、メディアにおける性・暴力表現への対応として、広報啓発 の推進、流通防止対策の推進等、調査研究等に関する具体的施策を盛り込んでおり、関係 府省において取組を進めている。

政府は、児童ポルノを排除するための総合的な対策として、2013年5月、政府として早急に行うべく施策を取りまとめた「第二次児童ポルノ排除総合対策」を犯罪対策閣僚会議において決定した。これに基づき、国民、事業者、関係団体等と連携の下、各府省庁において施策を推進している。

2014年6月、同総合対策に係る施策の実施状況について、フォローアップを実施した。

また,同月,「児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を一部改正し、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則を新設した。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき、政府は2012年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにす

るための施策に関する基本的な計画(第2次)」を決定し、青少年がインターネットを利用 して、青少年の健全な成長を著しく阻害する、性・暴力情報などの有害情報を閲覧する機 会をできるだけ少なくするための措置等に取り組んでいる。

警察は、一般のインターネット利用者等から、違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター(以下「IHC」という。)を運用しており、被疑者の検挙や違法情報・有害情報の削除に結び付くなど、その取組は一定の成果を上げている。また、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについても、IHCが、各国のホットライン相互間の連絡組織として設置されたINHOPEに加盟し、INHOPE加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼するなど、INHOPE加盟団体との連携による取組を推進している。

インターネットを利用した児童ポルノ事犯の取締りを強化しており、IHCからの通報やサイバーパトロール、国際児童ポルノデータベースの取組への参画等を通じた児童ポルノ事犯の情報収集に努めている。また、プロバイダによる児童ポルノの閲覧防止措置(ブロッキング)についてアドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなど、関係機関・団体等と連携し、ブロッキングの実効性を高める取組を推進している。

また、児童にもスマートフォンが急速に普及していること等を背景として、出会い系サイトやコミュニティサイト等に起因する児童買春等の犯罪被害やトラブルが絶えないことを踏まえ、学校等と連携し、インターネット利用上の注意点について周知を図るとともに、アプリの起動等を制限する機能制限アプリ及びフィルタリングの普及を促進し、保護者に対する広報啓発を推進している。さらに、事業者による実効性のあるゾーニングの自主的導入や、事業者の規模、態様及び取組状況に応じたミニメールの内容確認に関する支援等の取組を推進している。

そのほか、情報セキュリティに関する国民の知識やサイバー空間における規範意識の向上を図るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会等の機会を利用した情報セキュリティ・アドバイザーによる講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報啓発用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。

また、性風俗に関する営業等の少年への有害な影響を排除するため、繁華街・歓楽街等における児童に売春等を組織的に強要する悪質な事犯や、少年の性を売り物とする営業等の実態把握に努めるとともに取締りの徹底を図っている。さらに、関係機関・団体等と協力して、ピンクビラ等の違法・有害な広告物の撤去活動を実施している。

総務省は、2009年から、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で違法・有害情報相談センターを設置して、関係者等からインターネット環境における違法・有害情報及び安心・安全に関わる相談や疑問などを受け付け、書き込みへの対応や削除方法、その他のトラブルに関するアドバイスや関連の情報提供等を行っている。

また、インターネット上の児童ポルノ画像の流通・閲覧防止策であるブロッキングについて、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用にも配意しつつ、ISP等の関連事業者がブロッキングを自主的に導入するに当たってその実効性の向上が可能となるよう、2011年から3年間にわたり実証実験を実施するなど、自主的導入の促進を行っている。

6. 暴力の根絶に向けた活動

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会は、「パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー」(本項2.で記述)の結果を中心として、2011年6月に、女性に対する暴力を根絶するための課題と対策を取りまとめた。また、2012年7月に、性犯罪への対策の推進に関し、強姦罪の見直しによる性犯罪への厳正な対処、被害者への支援・配慮については特に重点的な調査検討を経て取りまとめを行い、2014年4月に、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行った。

内閣府は、国内における男女間における暴力の実態を把握するため、2011年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施した。

7. 人身取引への取組

2009年12月には、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえ、人身取引対策に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き推進していくため、「人身取引対策行動計画2009」を策定した。行動計画策定以後、関係省庁連絡会議における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁が連携して、施策の着実な推進を図っている。

「人身取引対策行動計画 2 0 0 9」に基づき、関係府省は、人身取引被害者の多くが売春等による性的搾取を受けていること等について広報を行うなどにより、性的搾取の需要側への啓発を推進している。また、海外旅行者による渡航先における児童買春等の行為について、同行為が我が国の法令に照らして違法であることに加え、当該国における人身取引を助長することから、我が国の旅行会社、パスポートセンター等における、海外旅行者

に対する児童買春等の防止のためのポスターの掲示及びリーフレットの配布を通じて、潜在的な性的搾取の需要側への啓発を推進している。さらには、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、関係府省庁からなる人身取引対策に関する政府調査団を、これまでASEAN諸国を中心に延べ21か国に派遣しており、2014年2月にはフィリピンへ派遣した。

内閣府は、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般及び我が国に居住する外国人に対し、人身取引対策に関するポスターやリーフレットを作成配布するなどの広報啓発活動を実施している。

警察は、人身取引事犯が発生した地域を中心に、警察と地域住民が一体となって人身取引の被害者を生まない環境を醸成するための意見交換の実施、講演会の開催、宣言の採択等の取組を行っている。

国立女性教育会館は、人身取引に関する調査研究を実施するとともに、研究成果をとりまとめたパネルやブックレットを作成した。さらに、パネルやブックレットの貸出やホームページでの公開により、広く国民に情報提供を行っている。

法務省の人権擁護機関は、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。また、人権相談所等において相談に応じ、人身取引による人権侵害の疑いのある事実を認知した場合には、所要の調査を行い、関係機関と連携・協力して事案に応じた適切な措置を講じている。

児童の人身取引と商業的性的搾取の根絶に向けた日・ASEANの情報共有及び連携強化を目的として、2012年7月、日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用し、「児童の人身取引及び商業的性的搾取との対決に関するASEANワークショップ」をジャカルタにて開催した。また、国際機関を通じた取組として、国際移住機関(IOM)を通じ、2005年より国内における外国人人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業を継続して実施している。そのほか、人身取引被害者の送出国となっている国々を対象に、これまで国連人間の安全保障基金、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、技術協力及び草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じた人身取引対策支援を行っている。

E 女性と武力紛争

外務省は、2013年9月、国連安全保障理事会決議第1325号及び関連決議の実施

にかかる、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の策定作業を開始した。これまで、外務省・関係府省・市民社会の代表からなる少人数グループ会合を開催しており、市民社会との意見交換を通して、同行動計画の構成、含めるべき要素、作業の進め方、具体的な施策の案等(目標・具体策・指標)について議論を深めてきている。加えて、沖縄県を始めとする4か所でも市民社会との意見交換会を開催している。これらを踏まえた上で、計画案を作成し、パブリック・コメントに付した。

2014年6月現在、南スーダン等における国際平和協力業務に延べ106人の女性自衛官が、イラクにおける人道復興支援活動に延べ146人の女性自衛官が、そしてインド洋における国際テロ対応のための協力支援活動に延べ84人の女性自衛官が参加し、衛生、輸送、通信業務等を担当した。

F 女性と経済

1. 女性の活躍推進に向けた取組

日本再興戦略の策定については第1部で記述した。

経済産業省は、2010年度まで、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、 創業に必要な実践的能力を修得させる30時間程度の短期集中研修「創業塾」を実施した。 この中で女性向け創業塾も実施しており、2006年度から2010年度までの5年間で、 全国162か所で実施し、4,952人が受講した。

2012年より新たに起業・創業や第二創業(既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出する)を行う女性や若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援している。

2. 男女雇用機会均等確保対策の推進

男女雇用機会均等法改正法附則等を踏まえ、公労使三者構成の労働政策審議会で、今後の男女雇用機会均等対策について検討を行い、2013年9月に報告を取りまとめられ、コース別雇用管理事業主が男女雇用機会均等法に抵触しない等適切な雇用管理を行うことを確保するために局長通達をより明確な記述としつつ指針に規定することが適当であるとされたところである。また、コース別雇用管理を導入している事業主には、総合職など特定の職種に転居を伴う転勤要件を設けている場合が見られるが、当該報告において、間接

差別になり得る要件を定めている現行の省令を見直し、全ての労働者の募集、採用、昇進等に当たり、合理的な理由なく、転居を伴う転勤要件を設けることは、間接差別に該当することとなった。これにより、どのようなコースであっても、コース別雇用管理において転勤要件を設けることの合理性・必要性を慎重に検討することとなり、コース別雇用管理の適正かつ円滑な運用が図られるようになることが期待される。厚生労働省は、当該報告を踏まえ、2013年12月に省令の改正及び指針の制定を行った。今後とも、コース別雇用管理が事実上の男女別雇用管理となることがないよう、法の履行確保に努めることとしている。

3. 多様な就業形態における就業条件の整備

パートタイム労働者の処遇を改善していくことは、女性の能力を促進する上で重要な課題であり、2012年6月に厚生労働大臣に対し、労働政策審議会より、差別的取扱い禁止規定について無期労働契約要件を削除すること等を内容とする建議がなされた。この建議に基づき、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保やパートタイム労働者の納得性を高めるための措置等の更なる充実を内容とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」が、2014年4月に成立した。今後は、改正法の内容の周知徹底を図るなど、円滑な施行に取り組む。

また、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律が2012年8月に成立、公布した。このうち、①非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における格差を是正する、②女性の就業意欲を促進する等の目的から短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大については2016年10月に施行することとしている。

派遣労働者の保護と雇用の安定については、2012年に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律を施行した。この改正法では、目的規定に派遣労働者の保護を図ることを明記するとともに、30日以内の日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の無期雇用への転換推進措置、派遣先労働者との均衡待遇の配慮等の措置を新たに講じ、派遣労働者の保護と雇用の安定等の強化を図っている。

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、また、期間の定めのあることによる不合理な労働条件を是正することにより、有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、2013年4月に、①有期労働契

約が繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み、②判例で確立された雇止め法理(一定の場合には、使用者による雇止めが認められないルール)の法定化、③有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール、の3つのルールを新たに規定する改正労働契約法を全面施行した。

4. 同一価値労働同一報酬

男女間の賃金格差について、政府は2010年8月にガイドラインを作成し、①賃金・雇用管理の制度面の見直し、②賃金・雇用管理の運用面の見直し、③ポジティブ・アクションの推進という賃金・雇用管理の見直しの視点を示している。こうしたガイドラインの内容が労使に的確に伝わるように、ガイドラインのパンフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載するとともに、行政職員による企業訪問などのあらゆる機会を通じて周知を行っている。

また、ガイドラインをより利用しやすいものに改善するとともに、その普及を図るため、2011年度からは、各業界の使用者団体と労働組合双方の参加による検討を経て、業種ごとの雇用管理の実態の特徴を踏まえ、「業種別『見える化』支援ツール」(以下「見える化ツール」という。)と、見える化ツールの活用法を紹介するマニュアルを作成・普及している。

国際労働機関第100号条約「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」について国際労働機関(ILO)から労働基準法第4条の解釈に関する情報が不十分であるといった指摘があったことを踏まえ、2012年12月に、同条の解釈を明確にするため、労働基準法の解釈を示した通達を改正し、裁判例を参考に、同条違反となるケースの例示を追加した。また、同条に係る裁判例を紹介するパンフレットを作成し、事業主が賃金制度について実質的な男女差別になっていないかを確認できるようにした。さらに、労働基準法等に違反する疑いのある事案を発見した場合は、関係機関で情報を共有し、必要な対応を行うこととしている。

5. 育児・介護期等における条件整備の充実

2010年1月に閣議決定した新たな少子化社会対策大綱では、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、「1 生命(いのち)と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活(くらし)を支える」を示しており、この3つ

の姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、20 10年度から2014年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げている。

全ての子どもと家庭を支援することを目的として、待機児童の解消を始め、幼児期の教育・保育及び地域における子ども・子育て支援事業の量的拡充と質の向上を図るため、子ども・子育て支援新制度を2015年4月に施行する予定である。なお、その財源については、消費税の増収分に加え、それ以外も含めて適切に対応することとしている。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。2010年6月改定)に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている。

行動指針では、2020年に向け、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」、「第1子出産前後の女性の継続就業率」など14項目の数値目標を設定しており、仕事と生活の調和推進官民トップ会議の下に設置した仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、数値目標等を活用し、仕事と生活の調和の状況や取組の進捗状況、今後の課題及び取り組むべき事項について点検・評価を行っている。「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」、「年次有給休暇取得率」、「男性の育児休業取得率」、「6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」「第1子出産前後の女性の継続就業率」等、進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、今後、明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援対策を進めている。同法の2008年12月の一部改正により、①一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大、②一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づけることとした。また、同法は2014年度末までの時限立法であったが、更なる次世代育成支援の取組を進めるため、法律の有効期限の10年間の延長や新たな認定(特例認定)制度の創設等を内容とする改正法案を第186回国会に提出し、2014年4月に成立した。

2010年6月に働く男性が育児をより積極的に楽しみ、育児休業を取得しやすい社会 となるよう、社会的気運の醸成を図ることを目的とした「イクメンプロジェクト」を開始 した。具体的には、公式サイトでのイクメン宣言・イクメンサポーター宣言の募集、ハン ドブックなど広報物の作成、シンポジウムの開催等による情報発信を行っている。また、本プロジェクトの一環として、2013年7月には、男性の仕事と育児の両立を積極的に支援しつつ、業務改善を図る企業を表彰し、その取組を紹介する「イクメン企業アワード」を、2014年6月には、部下の育児と仕事の両立を支援する上司や経営者(イクボス)を表彰し、紹介する「イクボスアワード」を創設するなど、企業単位及び職場単位で、男性の仕事と育児の両立支援のための取組を行っている。また、国会議員や地方公共団体の長においても、2012年には超党派の国会議員によるイクメン議員連盟が発足したほか、2013年には子育て支援施策に意欲的に取り組む県による「子育て同盟」が発足し、自ら育児休業を取得した知事もメンバーとなっている等、男性の育児休業取得促進に取り組む動きが広がっている。

2013年12月に労働政策審議会雇用保険部会において取りまとめられた「雇用保険部会報告」において、「男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進するため、育児休業給付の給付率を引き上げることとし、(中略) 育児休業開始時から最初の6月の間について67%の給付率とすべきである。」とされたことを踏まえ、雇用保険法改正法案を第186回国会へ提出、2014年3月に成立した。

育児等を機に離職した女性の再就職を促進するため、2014年度から「託児付き再就職支援セミナー」を実施するとともに、育児休業からの職場復帰や再就職を希望する女性等に対する情報提供を行うため、ホームページ「仕事と育児カムバック支援サイト(仮称)」を開設予定である。加えて2014年度には、雇用環境整備を目的として「出産・育児等を機に離職した女性の再就職等に係る調査研究事業」を実施し、女性が育児と仕事を両立しつつ、キャリアを再構築できる雇用管理について調査研究している。また、両立支援ハローワークに代えて、子供連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況やニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等を行う「マザーズハローワーク事業」を実施し、子育てをしながら再就職を希望する女性への就職支援を行っている。

人事院は、2009年8月に、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業等ができるようにするため、また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業をすることができるようにするため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われるよう国会及び内閣に対して意見の申出を行った。政府は当該意見の申出を受け、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を国会に提出し、同一部改正法は2009年11月に成立、2010年6月から施行した。また、人事院は、2010年3月に人事院規則を改正し、同法の施行に合わせて子の看護休

暇を拡充するほか、短期介護休暇を新設した。2010年には育児・介護を行う非常勤職員の職業生活と家庭生活の両立に資するため、人事院及び政府は、非常勤職員についても育児休業や介護休暇等を取得することができるよう、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正などの制度の整備を図った(2011年4月施行)。さらに、人事院は、両立支援のための環境の整備を図るため、上記の制度の整備に併せて「育児・介護を行う職員の仕事と育児・介護の両立支援制度の活用に関する指針」を改正するとともに、連絡協議会を設けて各府省の取組をフォローアップしている。

日本再興戦略において、「隗より始めよ」の観点から、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育で等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととしており、仕事と子育で等の両立支援については、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から人事院総裁に対し、女性公務員の離職の要因の一つとなっている配偶者の転勤に伴う離職への対応について、必要な対応を検討するよう要請した。人事院は、仕事と家庭の両立支援が社会全体の課題となっていることや、各府省の人事管理も踏まえ、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出を行った。これを踏まえ、総務省は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案を第185回国会に提出し、2013年11月に可決・成立し、公布された。

次世代育成支援等の観点から、累次の見直しを経て、2004年に育児休業等期間のうち、子が3歳に到達するまでの期間について社会保険料を免除しつつも、その期間は保険給付の面では、保険料拠出を行った期間と同様に取り扱う措置、また、3歳未満の子を養育しながら就業を継続する者に対しては、職場復帰直後に、復帰前よりも報酬が下回る場合に、保険料額は復帰後の報酬に基づくこととしつつ、年金額の計算に当たっては、復帰前の報酬を基準とする配慮措置を創設した。また、2012年8月に成立し、公布した公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の中で、産前産後休業中に関しても同様の措置を2014年4月より施行している。

保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」の解消を 図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図っているところであるが、都市部を中心に 依然として待機児童は多く生じており、その数は3年連続で減少しているものの2013 年4月現在で約22,700人となっている。

保育ニーズのピークを迎える2017年度末までの待機児童の解消を目指し、2013年4月に内閣総理大臣は「待機児童解消加速化プラン」を発表し、2013年度からの2年間で約20万人分、2017年度末までの5年間で合わせて約40万人分の保育の受け

皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保の取組などを、国として全面 的に支援することとしている。

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを設置している市町村に対し、支援を行っている(2013年度末738か所)。2009年度からは病児・病後児の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行う病児・緊急対応事業を行っている。

幼稚園においては保護者の多様なニーズに応えていく観点から、通常の教育時間の前後 や長期休業期間中などに実施される「預かり保育」を推進しており、2012年現在では 全国の約81%の幼稚園が実施している。

6. 妊娠中の女性に対する特別保護の付与

企業や働く女性に対しても母性健康管理に関する情報を提供する支援サイトにおいて制度や好事例・就業規則規定例の紹介を行い、職場における母性健康管理の推進を図っている。また、2012年10月に施行した改正女性労働基準規則により、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務及び作業場所の気中の有害物質の濃度の平均が、管理濃度を超える状態での全ての業務に就かせることを禁止した。さらに、2013年1月に施行した改正女性労働基準規則により、規制の対象にエチルベンゼンを加えた。

7. 農村女性への特別配慮

食料・農業・農村基本法に基づく新たな「食料・農業・農村基本計画」を2010年3月に策定し、また、同年12月、第3次基本計画を策定し、これらの計画において、女性の参画の促進に向けて今後推進していく具体的施策を明記した。2012年3月に策定した水産基本法に基づく基本計画や、2011年7月に策定した森林・林業基本法に基づく基本計画においても女性の参画の推進について記述しており、これらの基本法に基づく基本計画に即して、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的に行っている。

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、女性の社会参画を一層進めるため、農業協同 組合の役員及び農業委員における女性の登用を促進している。具体的には、役員・委員に 女性が一人も登用されていない組織の解消等の目標を設定し、関係機関に対して、指導通知を発出する等により取組を進めている。

農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の状況は、低い水準にあるものの、近年着実に増加している。また、2012年からは地域の中心となる経営体や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討において、女性が概ね3割以上参画することとしている。

農林漁業就業人口の大幅な減少が見込まれるなかで、農林水産業に携わる人材を幅広く 育成するためにも、女性が意欲と能力を発揮し、地域の方針決定の場や、農林漁業経営等 へ参画しやすい環境づくりが重要である。このため、女性に対して経営参画を促進するた めの情報提供や研修の実施、女性経営者のネットワークの促進を進めている。

2012年の調査においては、農業経営の方針決定へ関わっている女性は約7割、自ら経営者であるという認識を有する女性は47%であり、女性の農業経営の参画が進展している。また、地域の農林水産物の加工や直売所による販売、農家レストランなどの農村女性による起業活動は、年々増加し、2010年には9,757事例となった。販売金額が1,000万円以上の規模の経営も確実に増加しており、女性の経済的地位の向上・経営の多角化・安定化や、地域社会の活性化につながっている。女性の経営参画を促進するため、女性に対する社会・経営参画を一層促進に向けた情報提供や研修の実施、起業活動への支援、女性経営者のネットワーク形成、異業種との情報交換やコラボレーションの促進を図っている。

家族の話合いをベースに給与や休日等の就業条件等を取り決める家族経営協定を締結した農家数は年々増加しており、2013年には約52,000戸となっている。

「食料・農業・農村基本計画」においては、農村女性が農業や地域の活性化で重要な役割を果たしていることを明記しており、女性の経営参画や起業活動の促進、女性の農業経営者としての位置付けの明確化を図る観点から家族経営協定の締結を促進している。また、認定農業者制度の運用改善により、共同経営者である夫婦が共同名義で、認定農業者になることが可能となった2006年以降、女性の認定農業者も増加している。女性は農業や地域の活性化において重要な役割を果たしており、6次産業化(農林漁業生産と加工・販売の一体化による付加価値の拡大や、地域資源を活用した新たな産業の創出)の担い手としても期待されていることから、その能力が最大限発揮されるよう、女性農業者等による補助事業の活用の促進を図っている。

G 権力及び意思決定における女性

1. 国の政策・方針決定過程への女性の参画

第3次基本計画においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的 地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ るとともに、実効性のあるポジティブ・アクションの推進を挙げ、各重点分野において、 期限と数値を定めたゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導 入した。

第3次基本計画においては、2020年までに、国の審議会等委員に占める女性の割合を40%以上60%以下、国の審議会等専門委員等に占める女性の割合を30%とする目標を設定した。現在、目標達成に向け、女性の積極的な登用に努めている。

第3次基本計画においては、2015年度末までに、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%程度、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合を5%程度などとする目標を設定した。

2012年12月には、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会において、国家公務員の採用の場面では、第3次基本計画の目標に近づいていることから、法令でクオータ制の実施を義務付けることは難しいものの、登用の場面では、管理職に占める女性の割合が低く、現行のポジティブ・アクションであるゴール・アンド・タイムテーブル方式をより強化する必要があるとの議論をとりまとめた。これを受け、2013年4月、男女共同参画会議は、女性国家公務員の活躍の促進等の取組を政府に求めた。

日本再興戦略においても、「隗より始めよ」の観点から、公務員における女性の採用・登用の拡大等の取組の促進を行うこととしている。そこで、2013年及び2014年には、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から各府省大臣に対し、各府省における現状値を示し、女性国家公務員の採用・登用などを促進するよう要請を行うなどしており、引き続き取組を進めていく。

人事院は、第3次基本計画を踏まえて、2011年1月に「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の改定を行った。改定した指針においては、各府省全体及び部局等の適切な区分ごとの目標、目標達成に向けての具体的な取組等を定めること、人事評価の活用等による人材の育成や活用を図ること、登用を阻害する要因や転勤自体の必要性の見直し、キャリアパスの多様化等についての検討を行うこと、職員への職務経験の付与に当たっては適切な指導や育成を、付与後においては必要な支援を行うことなどを定めた。

各府省は、改定した指針に基づき、女性国家公務員の採用・登用に取り組んでいる。また、 改定した指針に基づき、各府省と連携し、女性国家公務員との意見交換会を主とした「女 性のための国家公務員セミナー」や女性行政官が重要な政策課題、公務の魅力や勤務の実 態を講演する「女性のためのトークライブ」などを開催し、積極的に募集・啓発活動を行 っている。

2. 企業、教育・研究機関、その他の各種機関・団体等の取組の支援

2012年度から企業に対するポジティブ・アクション取組促進や「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」を活用した女性の活躍状況の情報開示の促進のための直接的な働きかけを行っている。2010年7月から、同サイトでは、企業のポジティブ・アクションの取組内容を閲覧・検索できる「ポジティブ・アクション応援サイト」、これからポジティブ・アクションの取り組みを進めていこうとする企業がメッセージをサイト上に掲載している「女性の活躍推進宣言コーナー」、同産業・同規模企業における自社のポジティブ・アクションの推進状況について自己診断できる「女性の活躍推進状況診断」などを一元化し、ポジティブ・アクションに関する総合的な情報提供を行っている。

また、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業を公募して「均等・両立推進企業表彰」を実施している。さらに、企業におけるポジティブ・アクションを推進するためには、経営トップの理解を促進することが重要であることから、経営者団体及び経営トップと連携し、女性の活躍推進協議会を開催している。2011年度にポジティブ・アクションに取り組む企業や企業で活躍する女性からのメッセージを掲載した「ポジティブ・アクションメッセージ集」を作成するなど、ポジティブ・アクションの推進に向けた活動を行っている。また、2013年10月には、企業におけるポジティブ・アクションを推進するため、「企業経営とポジティブ・アクションを考えるフォーラム」を開催した。

2013年度から、ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業に対する経済的インセンティブとして、達成した事業主に対する助成金制度を実施している。

2012年12月、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会は、女性の活躍を 支援するための事業等の在り方及び公共調達を通じた女性の活躍の推進方策の検討といっ た課題等について、主に法制的な観点から議論を取りまとめた。これを受け、2013年 4月、男女共同参画会議は、公共調達や各種補助事業を通じた女性の活躍の促進及び企業 における女性の活躍状況等の開示の促進等の取組みを政府に求め、内閣府は、各府省、地 方公共団体、独立行政法人等に対し、公共調達を通じた取組を進めるよう要請している。 さらに、日本再興戦略においては、先に述べたとおり、女性の活躍促進等に取り組む企業に対するインセンティブ付与等の3本柱で様々な施策を展開することとしているが、中でも、企業等における女性の活躍状況の「見える化」については、内閣府のウェブサイトにおいて、個別企業における役員、管理職への女性の登用状況やそれらに関する目標、勤続年数、育児休業取得者数、年次有給休暇取得率、残業時間等を公表している。また、改訂成長戦略では、有価証券報告書における役員の女性比率の記載を義務付けるとともに、上場企業が金融商品取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう各金融商品取引所に要請することとしている。なお、内閣府では、2013年から、コーポレート・ガバナンスに関する報告書等における女性の活躍状況等の自主的開示を、企業に対して働きかけてきている。

第3次基本計画においては「大学の教授等に占める女性の割合」について達成目標を3 0%に引き上げており、同目標の達成に向けて各大学の自主的な取組を促している。

第3次基本計画においては、「女性農業委員や農業協同組合等の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた定期的なフォローアップの強化や、選出の母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進する」及び「森林組合や漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定及び土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を引き続き進める」こととしている。

2012年5月男女共同参画推進連携会議に「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームを設置し、女性のエンパワーメント原則(WEPs)への理解促進、WEPs署名を国内企業への拡大等、WEPsの実効性を高める取組を行っている。

H 女性の地位向上のための仕組み

我が国における男女共同参画推進体制については、第1部で記述した。

I 女性の人権

内閣府は、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理や人権が侵害された場合に おける被害者の救済に関する取組を推進するため、国及び地方公共団体に寄せられた男女 共同参画に関する施策についての苦情処理情報等を把握し、毎年、男女共同参画会議監視 専門調査会へ報告している。また、苦情の処理に従事する者を対象にした研修を実施する とともに、苦情処理ガイドブックの作成、配布、内閣府ウェブサイトへの掲載を行ってい る。

法務省の人権擁護機関は、常設又は特設の人権相談所開設のほか、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するなどして、相談を受け付けており、同電話からの相談の担当者については、女性の相談者が利用しやすいよう、可能な限り女性の人権擁護委員や、法務局の職員を配置することに努めている。また、上記の相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関との連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずることによって、被害の救済及び予防を図っている。

なお、政府は、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案を、2012年11月9日、第181回国会(臨時会)に提出したが、同月16日の衆議院解散により 廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも 踏まえ、適切に検討しているところである。

J 女性とメディア

第3次基本計画においては、男女共同参画推進連携会議などの場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、メディア自身による不適切な表現の防止に役立てることとしている。さらに、メディア分野における女性の参画の拡大に向け、管理職・専門職の女性比率など他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進すること、及びメディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努めることとしている。

内閣府は、男女共同参画推進連携会議(シンポジウムの開催等)や広報誌「共同参画」の企画(トップインタビュー)を通じて、メディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促している。なお、メディアにおける女性職員の割合は増加傾向にあり、これは、メディア分野の政策・方針決定における男女共同参画の推進に資するものと考えている。 さらに、国の行政機関が作成する広報物・出版物等は、メディアによる情報発信の基礎情報になるものであるため、これら国の行政機関から発信する情報が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、各種会議、研修等の機会を活用し働きかけを行っている。

K 女性と環境

男女間の公平などを含む、持続可能な社会づくりを目指す持続可能な開発のための教育を推進するため、関係府省庁の連携の下策定した、「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を2011年6月に改訂を行った。「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年となる2014年には、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を我が国とユネスコの共催で開催予定である。

L 女児

1. 性・暴力情報からの青少年の保護

Dの項で記述した。

2. 児童虐待の防止

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、2011年に民法、児童福祉法その他の法律を改正した。この改正において、親権者が子の利益のために監護教育をすべきことを明示する一方で、不適当な親権行使等により子の利益を害する場合には、親権が制限され得ることを親権喪失等の原因として明示した。また、必要に応じて適切に親権を制限することができるように親権停止制度を創設したほか、法人又は複数の未成年後見人の選任を許容するなどの措置を講じ、子や未成年後見人等も親権喪失等の審判の請求をすることができるようにした。また、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講じた。

第3部:データ及び統計

1. 第3次基本計画における取組

第3次基本計画においては、男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要であることから、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進めること、また、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査を実施するとともに、業務統計を含めた統計情報の収集・整備・提供を充実することとしている。なお、調査の実施や統計情報の収集等に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開することとしている。

また、2014年に閣議決定した「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、第3次基本計画に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)の充実を図る旨を盛り込んだ。さらに、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)でのジェンダー統計に関する研修への実施協力(講師派遣)に加え、2013年度からは総務省統計研修所においても講義を行うなど、ジェンダー統計に関する統計担当者の意識啓発を一層強化している。

2013年の国連統計委員会で合意した最小のジェンダー指標のうち、1及び2に該当するものは社会生活基本調査において、3から10まで、14、15、26、28、29、31及び45から47までに該当するものは、国勢調査において、現在、集計及び公表しているところ。

2. 国勢調査の実施

総務省では、人口等の実態を把握することを目的として国勢調査を5年ごとに実施しており、最新の2010年国勢調査でも引き続き、男女・年齢階級別集計をしている。さらに、年齢階級を細分化するなどして、その結果、「男女・年齢別統計の改善」に対応している。

3. 女性に対する暴力におけるデータ収集

内閣府では、女性に対する暴力について、的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害者等の実態を把握することを目的とした「男女間における暴力に関する調査」を3年に1度、定期的に行い、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等の実態

の把握に努めている。なお、2014年度においても本調査を実施する予定である。

4. 特定のグループの女性の状況に関するデータ収集の実施

第3次基本計画においては、人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があるとした施策の基本的方向の下で、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進めるとともに、男女共同参画の視点に立って、必要な取組を進めるとしている。関係府省は、出自や国籍を限定した特別の施策の枠組を設けるのではなく、人権擁護、教育、雇用、保健、暴力防止等の一般的な施策の枠組の中で個々の状況・問題に応じて対応することを基本として取組を行っている。

なお、内閣官房長官を座長とするアイヌ政策推進会議に置かれている「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会では、アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるよう、全国的見地から必要な政策を検討するために、生活基盤を北海道外に移したアイヌの人々の生活等の実態を調査した。調査結果によると、北海道外及び北海道内のアイヌの人々の生活実態は近似しているが、一般国民と比較すると、生活、教育等の面でなお格差が存在することが明らかとなった。同作業部会は、2011年6月に検討結果を取りまとめ、アイヌ政策推進会議に報告した。その後、2011年8月に、新たに政策推進作業部会を設置し、「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の展開等について検討を行っている。

第4部:新たな優先事項

1. 国内における検討

第1部で記述したとおり、第3次基本計画は、2010年から2015年までの5年間を計画期間として様々な取組を行っているところである。また、新たな計画の策定に向け、 今後、現行計画における取組状況のフォローアップ、課題の整理等を行っていく予定である。

なお、本報告書の作成に当たり、2014年4月及び7月に男女共同参画推進連携会議 主催の「聞く会」を開催し、有識者、関連する市民団体等と意見交換を実施した。同会議 において提案された「新たな優先事項」の概要については別紙のとおりである。

2. 日本の最近の取組

国内における検討状況については、1. のとおりであるが、北京宣言の実施等を加速化するための新たな優先分野の検討に資するよう、我が国の最近の取組について、以下のとおり紹介する。

(1) 女性の活躍推進

第1部及び第2部で記述したとおり、我が国においては、女性の力の活用や社会参画の 促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠との認識に基づき、全ての女性がその生き 方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを目指すとの方針の下、女性の活躍推進の 取組を行っている。

安倍晋三内閣総理大臣の主導で女性が輝く社会をめざして全国的なムーブメントを創出し、社会全体で女性の活躍を応援する気運を醸成するために、2014年3月には内閣総理大臣官邸において「輝く女性応援会議」を開催した。安倍晋三内閣総理大臣出席のもと、様々な立場の「輝く女性」や輝く女性を応援する「各界リーダー」が今後の取組について宣言を行った。

(2) 男女共同参画の視点からの防災・復興における対応

第3次基本計画においては、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重点分野の一つと位置付け、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(復興)体制を確立することとしている。これを踏まえて、2011年3月の東日本大震災発生後、政府では以下の対応を行った。

ア) 防災基本計画の修正等

内閣府は、東日本大震災後、「防災基本計画」を3度修正し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育で家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めることや、物資の調達、供給活動に際し、男女のニーズに配慮することなどを明記した。また、2013年5月に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、地方公共団体や関係機関等との共有を図っている。地方防災会議については、2012年6月に災害対策基本法を改正し、都道府県防災会議の委員に女性を含む多様な主体の参画を促進するための規定を盛り込んだ。2011年には、都道府県防災会議の委員に占める女性の割合は3.5%だったが、2012年4月には4.6%、2013年4月には10.7%と、上昇傾向にある。女性委員が1人も任命されていない都道府県防災会議は、2011年には47都道府県中12都府県あったが、2012年には6都県に減少し、2013年にはゼロとなっている。

イ)被災地における対応

内閣府は、政府の緊急災害現地対策本部(宮城県)に男女共同参画局職員を派遣し、現地情報の収集、男女共同参画センター、NPO等との連携を実施した(2011年3月から同年7月まで延べ15人(女性8人、男性7人))。また、発災直後から、避難所等での生活に関し、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう関係機関に取組を依頼した。さらに、2011年度から、岩手県、宮城県及び福島県において、地方公共団体及び民間団体等と協働し、全国の相談員の協力を得て、電話や面接等により、東日本大震災による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を実施している。

警察は、被災地の避難所等で避難している被災者に対する相談受理や防犯指導等を通じて被災者の生活の安全・安心を確保するために特別派遣部隊を派遣した。特別派遣部隊は全国都道府県警察から、延べ165日間にわたり、合計754人(うち女性492人)の職員が岩手県・宮城県・福島県の被災3県に派遣された。

復興庁は、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女 共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

防衛省は、特に女性被災者の配慮という観点から、女性が必要とする救援物資の要望を きめ細かく聞き取り、適切に届けるなどの業務や被災した会社の女子寮の捜索、入浴支援 等に幅広く女性自衛官を派遣した。 女性消防団員が発災直後の住民の避難支援や地域の警戒活動、避難所の支援活動など、 様々な活動に従事するとともに、女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる 火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織)は、避難所における炊 き出し支援、支援物資の配布、安否情報の確認など、様々な活動に従事した。

ウ)「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議(第56回及び第58回国連婦人の地位委員会)の採択

2012年3月の第56回国連婦人の地位委員会において、我が国は、2011年3月に起こった東日本大震災から1年になるに当たり、日本の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国として初めて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を同委員会に提出し、コンセンサスで採択された。さらに、我が国は2014年3月に開催された第58回国連婦人の地位委員会に、同決議のフォローアップのための決議案を提出し、コンセンサスで採択された。2014年に提出した決議では、前回決議の内容に加え、災害に強い社会づくりと、それに向けた平時からの女性の参画の重要性、第3回国連防災世界会議(仙台)、世界人道サミットを含む2015年以降の各種プロセスに繋げていく点を強調している。

男女共同参画推進連携会議主催「聞く会」において提案された新たな優先事項

【基本的な考え方(アプローチ、従来の個別領域別の視点を超えた課題の掘り下げ視点)】

- ○男女共同参画・女性のエンパワーメント促進の根源的な課題である「無償ケア労働」、「性暴力」、「資源へのアクセス」、「意思決定への参画」といった構造的な障害を乗り越えるために、①日本がODAを通じて行った支援によるこの20年間のインパクトを分析した上で提案事項を抽出する。②無償ケア労働の削減及び男女間・公私領域間の再分配について再考する枠組みについて提案する。
- ○2030年を目標とするポスト2015開発アジェンダの議論と関連付ける。なかでも、 包摂的な (インクルーシブ)という言葉は、例えば貧困でなく格差の解消に注目するもの で、社会変化を導く重要な視点。自分たちを見直しながら変化をもたらす「インクルー シブ」のような「言葉」を提案するとよい。
- ○平常時の男女共同参画・女性のエンパワーメントの実態が反映されて問題が露呈する非常時の領域として注目度が高まっている「自然災害とジェンダー/女性」、「紛争・平和構築とジェンダー/女性」についての取組が重要。災害・紛争の予防、レジリエンスを持つ社会の構築に男女共同参画・女性のエンパワーメントが不可欠という視点とつながってきており、「北京宣言・行動綱領」を若い世代に対し共有するチャンス。
- ○労働のグローバル化と日本の人口問題という脈絡で、「女性と労働、移住女性、農林漁業・ 商工業の女性」の労働環境に注目する。
- ○「女性・女児の人権に基づいたジェンダーの主流化」を、法制度、制度的仕組み、社会 全体で進めるという視点。
- ○女性・女児に対するキャリア開発、特に中等・高等教育、理系教育に取り組む。
- ○メディア・ICTの活用や、メディア・ICTに描かれる女性像等「ICTと女性」と いう観点。
- ○東日本大震災を経験し、第3回国連防災世界会議ホスト国として、また、第58回国連婦人の地位委員会における「自然災害とジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議の提案国である日本は、男女共同参画の実現に向けジェンダー主流化への政治的意思を国際社会に明確に示すこと。
- ○北京行動綱領を捉え直すときに、基本的には女子差別撤廃条約と北京行動綱領との関係

を再確認し、広く伝えていくこと。

【男女共同参画・女性のエンパワーメント促進の担い手の拡大と継承】

- ○「男性・男児の役割」について、国際的な課題として強力に取り組む。
- ○「北京会議」以降の展開を知らないが、途上国支援やグローバル人材の必須知識や行動 規範に関心を持つ若い人たちは多い。ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) などのツールを活用し、新たな担い手になる可能性。
- ○女性の地位向上・男女平等は人権問題であり、社会正義のための条件であり、持続可能 な公正な社会をつくる唯一の道だということを、若い世代に継承することが重要。

【高齢社会・高齢女性】

- ○高齢女性の経済的エンパワーメント・活躍推進への取組。
- ○無償労働としての介護・年金・生活支援や人権等は、途上国も含めグローバルな課題と なっている。高齢者(女性)支援体制づくりへの取組。

【女性と環境】

- ○地球温暖化、地殻変動等による大規模な自然災害が多発する傾向にあると認識し、災害 予防・削減・避難・救援・復興などあらゆる段階、活動領域における女性の参画を実現 する取組。
- ○2015年は、北京+20、ミレニアム開発目標(MDGs)の最終年、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)、第3回国連防災世界会議開催の年。これらすべての会議において、女性は無力で脆弱な犠牲者としてではなく、積極的な主体として位置付けられている。男女共同参画・女性のエンパワーメントは、持続可能な開発、気候変動、災害リスク削減にとって不可欠。持続可能な開発とは災害に強い社会であり、女性が安心して子どもを産める、産みたい、産まない選択が出来る社会。このような観点での取組が必要。日本のグッド・プラクティスを発信できるとよい。

【障害を持つ女性、髙齢女性、マイノリティの視点】

○今後の男女共同参画・女性のエンパワーメントを考える時には、社会的に周辺化されやすい、潜在的な力を発揮する機会を奪われやすい人々の視点が不可欠。